

排水設備工事について

料金サービス課給排水相談係

排水設備工事について（目次）

- 1 長崎市排水設備技術指針の改訂について
- 2 計画確認申請について
- 3 完成図の作成および検査時の指摘等
- 4 取付管設置申請について
- 5 水洗化補助金交付制度について
- 6 下水道責任技術者の方へお願い
- 7 “ながさきマップ”のお知らせ

1 長崎市排水設備技術指針 の改訂について

➤ 改訂内容

- ・現在施行中の関係法令、基準等との整合

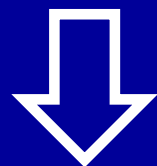
➤ 入手方法

- ・改訂版を長崎市ホームページから無料ダウンロード
- ・ホームページ掲載は2月末(予定)
- ・PDF(アクロバット)形式
- ・指針の製本、販売予定はありません

2 計画確認申請について

2-1 取付管の事前確認

ながさきマップ(配管図)および現地で取付管を事前に確認して下さい。



未使用の既設取付管を使用する場合、以下の記載をお願いします。

『工事着手後、速やかに現地で取付管を確認します。』 会社名 技術者名

2-2 阻集器について

- 計算
- 維持管理の説明
- 完了届追加記載事項

飲食店等の場合、どの食種が適切なのか十分に聞き取りを行って検討、計算して下さい

表-3 補正回転数(1席・1日あたりの利用人数)の標準値

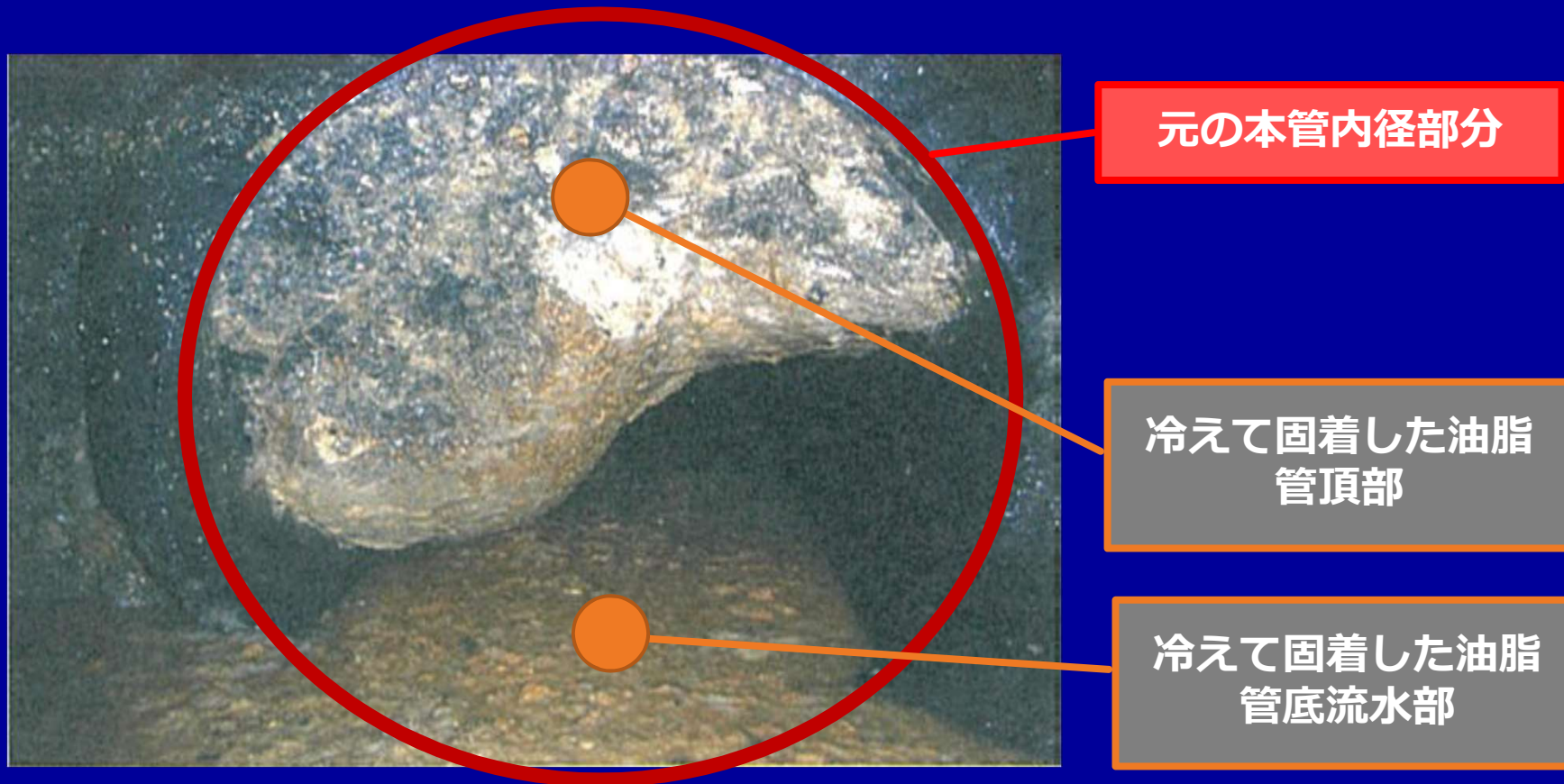
食種	n ₀ : 補正回転数[人/(席・日)]																
	ちゅう房を含む店舗全面積 [m ²] *																
	25	50	75	100	125	150	175	200	250	300	400	500	600	700	800	1000	1500
中国(中華)料理	-	-	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	-	-	-	-	-	-
洋食	-	-	-	2.0	2.1	2.3	2.4	2.6	2.8	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	-	-
和食	-	-	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	3.2	-	-	-	-	-	-
ラーメン・そば・うどん	-	3.1	3.9	4.5	4.9	5.2	5.5	5.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽食	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-
喫茶	3.7	4.7	5.3	5.7	5.9	6.0	6.1	6.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ファーストフード	3.3	4.2	4.4	4.7	4.8	4.9	4.9	5.0	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-
社員・従業員食堂	-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5
学生食堂	-	-	-	-	-	2.4	2.6	2.8	3.0	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.5

注* 店舗全面積の値が表中の中間となる場合には、比例補正して求める。

**(注) 完了検査に行くと、設計条件とは異なることが散見されます
(例: 菓子販売業で設計、実際は菓子製造販売業)**

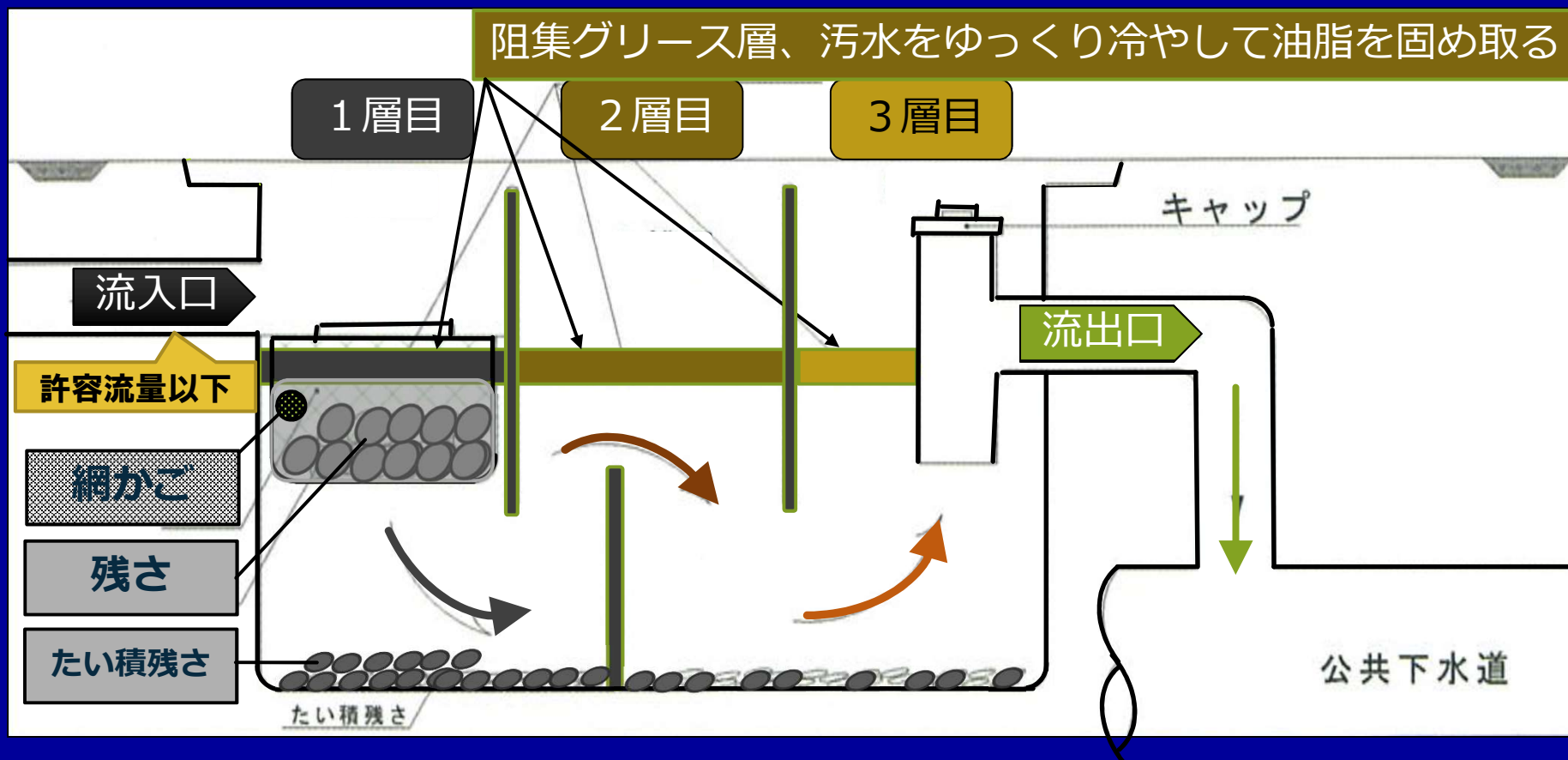
適切な阻集器の設置と管理が必要

そうでないと、本管がこのように ((+_+))



油脂により詰まった下水道管

阻集器の仕組みと維持管理(掃除)の方法



掃除頻度の目安

- 網カゴ : 1日に1回以上
- 浮遊物(阻集グリースなど) : 1週間に1回以上
- 沈殿物(堆積残渣) : 1か月間に1回以上

阻集器が機能するように、日々の清掃が重要であることを申請者に伝えて下さい



管理が適切な
グリーストラップ



管理が不良な
グリーストラップ

産業廃棄物処理(阻集グリース、残さ)については、
一般社団法人 長崎県産業資源循環協会
電話 095-832-8620 へ お問い合わせ下さい

排水設備等配管図に次の**施設情報**を **記載**してください

- **グリーストラップ等では次を記載**
 - **許容流入流量**の記載
 - **実容量**の記載
 - **品番（型式）**の記載（写真も提出）
- **排水槽**
 - **有効容量**の記載
 - **品番（型式）**の記載（写真も提出）

完了届に阻集器情報の**写真**を添付して 提出ください

➤ 品番（形式）

➤ 認定品マーク



（注意）完了届の図面記載との整合を

ばっ気装置等を阻集器に取付ける計画を 計画確認済みとすることはできません

- **阻集器等の効果が発揮されないため**
 - **阻集器等は許容流入流量を超えない流量で機能し、冷まして固める、あるいは沈殿させる**
 - **ばっ気装置等で早く流すと、阻集器の本来機能を発揮できず、油脂類や沈殿物が本管に流れ込む**
 - **後刻本管が閉塞し、埋設道路、隣接家屋等に被害が出る恐れ**
 - **ばっ気装置等の後付けは、確認済みの計画と異なるため、条例を遵守していると言えない**

3 完成図の作成 および検査時の指摘等

3-1 現地と相違ない完成図の提出

排水設備等工事自主検査報告書

確認番号()の排水設備等工事の自主検査を実施しましたので報告します。

なお、自主検査日については、申請者に立会いを求め、施工状況、維持管理等については十分説明し、今後不都合が生じた場合は申請者責任をもって処理します。

自主検査日

年 月 日

指定工事店

専属責任技術者

最
重
要
項
目

- 雨水等との誤接続はありません。
- 未接続箇所はありません。
- 臭気の漏れはありません。
- トラップについては適切な設置や施工を行っています。
- 排水設備等は完成図と相違ありません。
- 工事写真は適正な写真となっています。

現地での施工が完成図と相違があるものが散見されます。確実に自主検査を実施し、正確に完成図に反映したものを提出してください。

項
目

- ジャバラ等によりトラップの代用をしていません。
- 二重トラップはありません。
- 封水深は基準に適合しています。
- 接続部は適切に処置しています。

8. 排水槽

- 設計どおりの容量がある
- ポンプ設備は基準どお
- 単独配管で通気を設け

3-2 開口通気器具設置部分 写真の添付

写真を求める場合と理由

- 開口部の器具が多様で、小型ものや壁面と同色系だったりすると、確認しづらい
- 樹木等の障害物により、確認できない時がある
- 検査職員のみでの検査では、施工者にその場で聞くことができない

以上により、該当箇所では完了届に写真の添付をお願いします

3-3 検査職員による検査時の指摘

- 柵の開閉等に支障のある**障害物等が設置**されないよう協議、対応をしてください
 - 写真:エアコン室外機が支障となり蓋操作不能
- 特殊な化粧蓋等の設置時は、開閉のための**治具**を準備してください



3-4 下水道使用開始届の提出

第8号様式(第11条関係)

公共下水道使用開始届

工事区分	
新設	切替
増設	仮設
改造	
一部未接続有・無	

使用水	
<input checked="" type="checkbox"/> 水道水	
<input type="checkbox"/> 井戸水	メーター有・無
<input type="checkbox"/> その他 (名称)	メーター有・無 ()

**① 使用水の欄について、
市水以外使用しない場合は、**

- ・水道水:チェック
- ・井戸水・その他は斜線
(メーター無ではありません)

次のとおり公共下水道の使用を開始するので届け出ます。

確認番号	第 号
設置場所	町
使用開始日	年
所有者又は 管理人	住所 町 氏名
備考	

**② 使用開始日について、
器具から公共下水道まで
つながった日を記入
(自主検査日以前)**

指定工事店名

この届は、下水道を使い始めたら、すみやかに提出してください。

※受付日

年 月 日

4 取付管設置申請について

申請書受付窓口は料金サービス課です (以前は事業管理課)

- 取付管設置申請書(公費)

下水道建設課と請負契約した業者が施工しますが、申請から設置まで4か月を要するので、早めの申請をお願いします

- 取付管設置申請書(個人負担)

取付管設置承認通知書送付後、道路管理者、警察等条件が整えば施工可能です

取付管設置申請(公費)の注意点

- 現時点で、公費申請してから設置完了までの期間として、**4ヶ月**は必要です
- また、本管を延長する工事を伴う場合、**別途協議が必要**です
- 本管延長の時は、条件によって予算が必要で、完了まで1、2年要することがあるほか、下水道処理区域でない場合があります

以上のことから、事前の相談、協議、および申請は、とにかく**早め早め**にお願いします

取付管設置(個人設置)の注意点

- 設置工事施工の際には上下水道局担当者の立会が必要ですので、施工予定日の**3営業日前までに連絡**をしてください
- 施工時に**支障が生じないよう**、事前に本管管種(VU or HP)、口径、埋設物等の調査、現地確認を実施し、また関係法令等を遵守してください
(本管管種により使用する材料が異なります！)
- 取付管設置工事が完了したら、**速やかに取付管設置完了届を提出**してください

5 水洗化補助金交付制度 について

補助金申請書受付窓口は**料金サービス課**です（以前は事業管理課）

補助金交付制度の内容

- 水洗便所改造費補助金交付制度
- 汚水ポンプ設備等設置補助金交付制度
- 共同排水設備設置補助金交付制度

6 下水道排水設備工事
責任技術者の方へのお願い
(長崎県下水道協会)

6 下水道排水設備工事 責任技術者の方へのお願い (長崎県下水道協会)

6-1 住所等の変更手続きについて (重要)

住所等の変更手続きについて(重要)

長崎県下水道協会に登録している下水道
排水設備工事責任技術者の方へ

- 引越し等で住所が変わった
- 結婚等で氏名が変わった
- 電話番号が変わった

以上のことがあった方は届出が必要です

長崎県下水道協会あてに、『住所・氏名変更
届(様式第4号)』を必ず提出してください

入手方法は次のページ

長崎県下水道協会

『住所・氏名変更届(様式第4号)』の 入手方法

- 様式はホームページからダウンロードしてください



A search bar with a magnifying glass icon on the left and a close button (X) on the right. The text inside the search bar is "長崎県下水道協会".

検索

- 住所・氏名変更届の提出が必要な理由
次回、令和6年度の登録更新時に、必要書類をお届けすることができません
該当する方は、必ず届出をしてください

6 下水道排水設備工事 責任技術者の方へのお願い (長崎県下水道協会)

6-2 次回令和6年度の登録更新 について(お知らせ)

6-2 次回令和6年度の登録更新について（お知らせ）

- 現在の長崎県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者証の有効期限は、令和7年(2025年)3月31日です
- 次回の登録更新手続きは令和6年度中に行います
- なお、令和6年度の登録更新手続きを忘れると、資格喪失の恐れがあります
- また、責任技術者証を毀損、紛失された方はすぐに再交付を受けてください
- 再交付の手続きは、次ページの長崎県下水道協会ホームページを検索してご覧ください



再交付
様式は
こちら

最新情報
様式はホームページからダウンロードしてください。

2023年12月27日

手数料はすべて非課税です。

2023年12月22日

令和5年度合格者の受験番号を公表します。



2023年11月13日

令和5年度の試験は終了しました。

7 ながさきマップのお知らせ (長崎市地図情報サービス)

ながさきマップ（令和5年2月1日から）

- **パソコン、スマホ、タブレット**で自宅からでも閲覧可能
- 掲載情報は、水道情報、下水道情報のほか、都市計画情報、道路情報、防災情報、バリアフリー情報
- **水道、下水道は、配管図も掲載**
- 他にも駐車場、屋外広告規制、地番図、地形図、航空写真の情報も掲載
- **アクセス方法は、長崎市ホームページから、住まい・まちづくり→都市計画→長崎市の都市計画→(外部サイト)長崎市地図情報サービス**

ながさきマップは、「長崎市ホームページ」からもアクセスできます！

🔍 長崎市 公式

検索



トップページからアクセス！

お問い合わせ：長崎市上下水道局事業部事業管理課

Tel:095-829-1209

Fax:095-829-1259

e-mail:jigyoukanri@city.nagasaki.lg.jp

料金サービス課 給排水相談係
から
排水設備工事についてでした

